

新型コロナウイルス感染症とこれから



新型コロナウイルス感染症と共存しながらの日常生活が続いています。

市民の皆さんには、「新しい生活様式」を実践していただき、事業者の皆さんには「業種別ガイドライン(3ページ参照)」に基づいた感染予防策と、感染症まん延防止を心掛けながら、事業活動を行っていただくよう、お願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人への支援制度について、詳しくは、2・3ページをご覧ください。また、47ページでは、さまざまな取り組みをしている街の声を紹介しています。

知っておきたい

発生事例から見る感染症対策のススメ

職場や家族内で、新型コロナウイルス感染症への感染が増加しています。

これまでの発生事例から、接触感染や飛沫感染しないために、改めて気を付けるべき行動を確認しましょう。

ID 1023506



▲市内の発生状況はこちらから

事例 1 家族で一つの料理をそれぞれの箸で取って食べた

家庭内であっても、取り分け用の箸を使用したり、最初から小皿に料理を分けたりしましょう。

また、買い物も通信販売を利用する、計画を立てて素早く済ませるなど、工夫しましょう。



事例 2 職場の休憩室でマスクを取って話していた

休憩室でも可能な限りマスクを着け、近距離での会話を避けるなど、感染症対策を徹底しましょう。テーブルや椅子、ロッカーやドアノブなどの共用部分についても、消毒を行うのも効果的です。

定期的な換気も忘れずに行いましょう。



事例 3 大人数で飲み会や宴会をして密な状況だった

大人数での飲み会や宴会は控えましょう。料理は大皿を避け、お酌やグラスの共用はしないようにしましょう。

出前や持ち帰りを利用すること、オンラインで飲み会をすることなど一つの方法です。



事例 4 外出時、無意識に目や鼻、口を触っていた

人は無意識に顔を触ってしまいます(1時間に平均23回)。接触感染も感染原因の一つです。

公共の場所から帰ってきた時に加え、外にあるものを触った時などは必ず手を洗うようにしましょう。



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

ID 1022474

■ 栃木県新型コロナウイルスコールセンター

☎0570(052)092(毎日、24時間対応)

▼ 内容 感染症に関する一般的な相談。

■ 帰国者・接触者相談センター(保健所保健予防課)

☎028(626)1114(月～土曜日、午前8時30分～午後5時15分)

▼ 内容 感染症が疑われる人の相談。

■ 聴覚に障がいがある人はファクス相談できます

FAX 028(626)1133(平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼ その他 氏名・連絡先・相談内容を明記してください。

■ 宇都宮市新型コロナ生活相談センター

☎028(632)5334(平日、午前9時～午後5時)

▼ 内容 感染予防、市の支援など市内生活の相談。

■ 不安な気持ちに便乗した悪質商法にご注意ください

▼ 消費生活センター ☎028(616)1547

■ 外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン

☎028(678)8282(毎日24時間、19言語で相談できます)

■ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター

☎028(632)5209(平日、午前9時～午後5時)

■ 人権に関する相談窓口(平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼ みんなの人権110番 ☎0570(003)110

▼ 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810

▼ 子どもの人権110番 ☎0120(007)110

▼ 外国語人権相談ダイヤル ☎0570(090)911

▼ インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

■ 子どもの虐待に関する相談窓口(平日、午前8時30分～午後5時15分)

▼ 子ども家庭支援室 ☎028(632)2390

▼ 県中央児童相談所 ☎028(665)7830

▼ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(毎日24時間)

■ DVに関する相談窓口

(火～土曜日、午前9時～午後5時。第4土曜日は正午まで)

▼ 配偶者暴力相談支援センター ☎028(635)7751

▼ 女性相談所 ☎028(636)5731

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人への 支援制度一覧 (8月18日現在)

個人の皆さんの生活を支援します

ID 1023516

支援制度		内容	問い合わせ先
暮らし	生活に困っている	生活福祉資金貸付制度 	市社会福祉協議会 ☎(636) 1215
		緊急小口資金 総合支援資金 ▼金額 原則10万円。条件により最大20万円。 ▼金額 単身世帯=15万円。2人以上の世帯=20万円。 ▼期間 原則3カ月以内。	
住まい	休業による収入減で住居を失う恐れがある	住居確保給付金  ID 1004799	自立相談支援機関 住居確保給付金専用携帯ダイヤル ☎090(8028)7570 ☎090(8028)7571 ☎(612)6668
		市営住宅の提供  ID 1023608	▼戸数 20戸。ただし、申請状況によっては提供戸数を追加。 ▼入居期間 原則6カ月以内。以降、6カ月の延長も可。 ▼家賃 世帯収入により算出した額。条件により、最大100%の減免措置あり。
子育て	17・18歳の子どもがいる	うつのみや17・18 応援給付金 いいな いいわ  ID 1024788	▼給付額 児童1人当たり1万円。 ▼申請期限 11月13日。 ▼申請方法 対象児童がいる家庭に送付する申請書に必要な事項を書き、返信用封筒で返送。 ▼その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
	ひとり親世帯である	ひとり親家庭臨時特別給付金  ID 1024769	▼給付額 基本給付=1世帯5万円。第2子以降は、1人に付き3万円を加算。追加給付=1世帯5万円。 ▼その他 収入減少などの条件があります。対象・申請方法について、詳しくは、市ホームページをご覧ください。
教育	経済的理由により学業継続が困難	奨学金  ID 1023589	1 高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)・中等教育学校(後期課程) ▼金額 自宅通学=1万7,000円、自宅外通学=1万8,000円。 2 大学・大学院・短期大学・専修学校(専門課程) ▼金額 自宅通学=3万5,000円、自宅外通学=4万5,000円。
食べる	飲食店を利用したい	宮の食ベトクチケット (プレミアム付飲食券)  ID 1023805	▼内容 1冊5,000円で6,500円分の飲食券をオンラインや市内郵便局などで販売。1人1回につき2冊まで、複数回購入可。 ▼その他 早期利用特典の「もっと食ベトクチケット」は、9月30日利用分までが引き換えの対象です。どちらも、無くなり次第終了。

	支援制度	対象・内容	問い合わせ先
全業種	新型コロナウイルス感染症対策特別資金  ID 1023114	▼対象 最近1カ月間の売上高などが、前々年または前年の同月1カ月間の3%相当以上減少している中小企業。 ▼内容 1企業1年度当たり最大3,000万円。	商工振興課 ☎(632)2438
	対象拡大/企業等応援助成金  ID 1023357	▼法人 売上高の減少率が30%以上50%未満=最大50万円、20%以上30%未満=最大25万円。 ▼個人事業主 売上高の減少率が30%以上50%未満=最大25万円、20%以上30%未満=最大12万5,000円。 ■企業等応援助成金の対象を拡大しました ▼拡大した対象者 ①主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主(事業収入に相当するものに限り)②1~3月の間に創業した事業者(税理士による売り上げ確認の証明が必要)。 ▼その他 申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター ☎(632)5209
	新業態開拓等支援補助金  ID 1023358	▼対象 売上高が前年同月比20%以上減少し、売上維持や3密回避などのために新たな取り組みを始めた市内中小・小規模事業者、個人事業主。 ▼内容 最大50万円(補助率2分の1)。	
不動産	家賃減免支援補助金(貸主向け)  ID 1024773	▼対象 家賃を減免した事業用賃貸物件の貸主(物件の所有者であること)。 ▼内容 家賃減額分を貸主1者に付き最大50万円(補助率2分の1)。最大3カ月分。申請は1回。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(産業政策課内) ☎(632)5192
	家賃支援助成金(借主向け)  ID 1024987	▼対象 5~7月のいずれか1カ月の売上減少が前年同月比で20%以上50%未満事業者(国の家賃支援給付金の売上要件に該当する場合を除く)。 ▼内容 月額賃料の4分の1で、6カ月相当分。 ▼その他 申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター ☎(678)8010
農業	農業応援助成金  ID 1023727	▼対象 収入が令和元年の平均月収より減少した個人農業者。 ▼内容 減少率が30%以上50%未満=最大25万円、20%以上30%未満=最大12万5,000円。	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(農業企画課内) ☎(632)2454
市民団体	市民活動団体応援助成金  ID 1023726	▼対象 月収が、前年同月比で20%以上減少していることが確認できる団体。 ▼内容 20%以上50%未満=5万円、50%以上=10万円。	みんなでまちづくり課 ☎(632)2287

ご確認ください 業種別ガイドライン

安心・安全な経営や運営ができるよう、各業種ごとの感染症予防対策のガイドラインが示されています。

3 URL1 <https://corona.go.jp/>



▲内閣官房ホームページ URL1

街の声を聞きました

市内でさまざまな取り組みをしている皆さんの声を聞きました。詳しくは、47ページをご覧ください。

